

# 岩見沢市の部活動の在り方に関する方針

を一部改訂しました。

・岩見沢市教育委員会では、平成31年3月、生徒のバランスのとれた学校生活や、教師の部活動指導における負担を軽減し、働き方改革を推進することを目的に、「岩見沢市の部活動の在り方に関する方針」を策定しました。令和5年1月、教職員の時間外在校等時間を踏まえ、部活動を実施する上での児童生徒の学校生活等への影響、教員の負担軽減を目的とした、小学校段階の記載、中学校段階と高等学校段階の休養日・活動日を項目別し、そして持続可能な部活動の構築及び質の高い指導の実現に向けた部活動の地域移行の取組みについて一部改訂いたしました。

## 休養日・活動時間の設定(小・中学校、高等学校段階共通)

### <休養日>

・週当たり2日以上

(平日1日以上、週末1日以上、年間104日以上)



### <活動時間>

・平日: 2時間程度

・学校の休業日: 3時間程度



### 【高等学校段階における弾力的な運用】

高等学校段階においても上記の基準を基本としますが、中学校段階の基礎の上に多様な教育が行われていること、部活動と密接に関わる分野への進路希望を有する生徒もいることなどから、一定の要件の下、弾力的な休養日・活動時間の設定も可能です。

#### <休養日>

平日1日以上、週末は月に1日以上(年間計73日以上)

#### <活動時間>

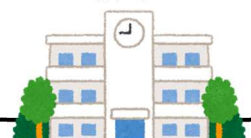
平日: 3時間程度、学校の休業日: 4時間程度

※この場合でも、1週間の活動時間は計16時間程度



## 学校の取組み

- ・校長は「学校の部活動に係る方針」を策定・公表します。
- ・年間及び月間の活動計画等を配布するなどして、保護者・生徒の理解を得ながら指導します。
- ・生徒の心身健康管理、事故防止、体罰等根絶を徹底します。



## 家庭や地域での取組み



・部活動休養日等の設定、学校の取組に御理解いただきますとともに、学校と家庭・地域が連携しながら部活動に取り組める環境づくりに御協力をお願いします。

## 部活動方針に関するQ&A

Q 小学校の少年団活動は、この方針では対象とならないのですか？

本方針が定めているのは、あくまでも学校教育の一環として行う、学校の部活動等に関するものであり、地域のスポーツクラブや少年団活動等は対象としておりません。

しかしながら、こうした活動においても、けがの防止や心身のリフレッシュを図るという観点から、**休養日等に関する考え方を共有することが大切**であると考えています。

Q 高校段階の弾力的な運用であっても、活動時間の上限を週16時間程度としているのはなぜですか。

「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について」（平成29年12月18日公益財団法人日本体育協会）において、**スポーツ障害等のリスクから、『週当たりの活動時間における上限は16時間未満とすることが望ましい』**とされているためです。

また、文化部活動にあっても、バランスのとれた生活を送ることができるよう配慮することが必要です。

Q 方針で設定された活動時間では、練習試合や合宿もできなくなるのではないのでしょうか？

練習試合や合宿の場合、1日の活動時間の上限を、やむを得ず超過することも考えられます。一方で、生徒のバランスの取れた生活や、顧問の部活動指導に係る負担の軽減にも十分配慮する必要があるため、**小中学校段階においては、休養日を他の日に振り替えること、高等学校段階においては、当該1週間の活動時間が長くとも16時間程度となるように他の日の活動時間を調整**することが必要となります。

Q 保護者の理解・協力が必要なものはどのようなものがありますか。

子どもの教育は、学校と地域、保護者がそれぞれの役割を果たし、互いに連携・協力して行うことが大切です。**子どもの学校外の生活においては、多様な体験をさせ、家族の団らんを通じ、その健全な成長を促していくことが期待されます。部活動の時間が長くなるあまり、それらの活動の機会が失われることがないよう、保護者と学校が連携・協力することが必要です。**